

本校で使用している教科書について Q&A

Q1 学校で使用している一般図書とは、どんな教科書ですか？

A1 教科書の採択は、特別支援学校の場合、「特別支援学校用教科書目録（以下、目録）」から行うものと規定されており、目録には、知的障がいのある児童生徒用として、文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下、著作教科書）が掲載されています。

しかしながら、知的障がいの程度により教育課程が異なる実情や、一人一人の実態や興味関心に応じるために、例外的に、著作教科書以外の図書を使用することができるかとされています。

以上のように、目録に掲載されている図書以外から採択する場合の図書を一般図書と呼び、本校の場合、絵本や図鑑など多様な図書を教科書として使用しています。

【参考】

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第十三条

6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和三十二年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

学校教育法附則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

Q2 どのような観点で使用する教科書を選んでいるのですか？

A2 以下の4つの観点を重視して、児童生徒一人一人のニーズに応じた教科書を選んでいます。

① 児童生徒の実態

児童生徒一人一人の実態や興味関心に基づく教育的ニーズを踏まえ、「どの教科」で、「どのような内容」の教科書が必要なのか、児童生徒に「育みたい力」を適切におさえた上で検討を行います。

② 当該教科における目標及びねらい

学習指導要領には、知的障がいの状態や経験の程度が様々であるため、各教科の内容が段階で示されています。一人一人の実態等に応じて具体的な指導内容を設定するとともに、教科書を使用した学習における目標及びねらいを明確にします。

③ 使用方法

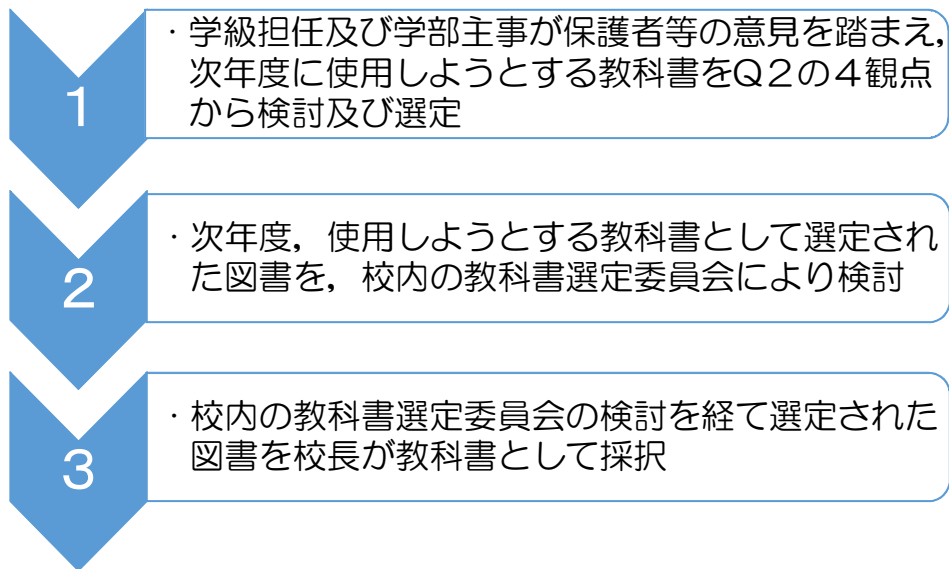
本校の教育課程に基づき、「国語」、「算数(数学)」、「音楽」、「図画工作(美術)」、「職業・家庭」等の教科別の学習において、どの場面で教科書を用いた学習を行うのかを明確にします。

④ 図書の特徴

文字や図柄が見やすいものであるか、興味・関心・学習意欲を高められるような内容であるか等、児童生徒の実態に応じ、学習上有効であると思われる図書を選定します。

Q3 児童生徒にふさわしい教科書をどのように検討し、採択しているのですか？

A3 以下の流れにより、児童生徒にふさわしい教科書を選定、検討し、校長が採択しています。



【参考】採択の権限

教科書の発行に関する臨時措置法

第七条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。